

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 平成十五年東京都告示第九百六十七号 (東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定) の一部改正……………一  
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件)……………三  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

### 告示(交)

- 昭和四十年交通局告示第十四号 (東京都交通事業の料金徴収事務の委任) の一部改正……………六

### 公告

- 仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更……………六  
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………
- 肥料検査成績の公表……………七  
……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………八  
……………(下水道局)……………
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………九  
……………(同)……………

### 正誤

- 平成二十六年六月三十日付東京都告示第九百五十九号……………九

## 告示

### ●東京都告示第七十七号

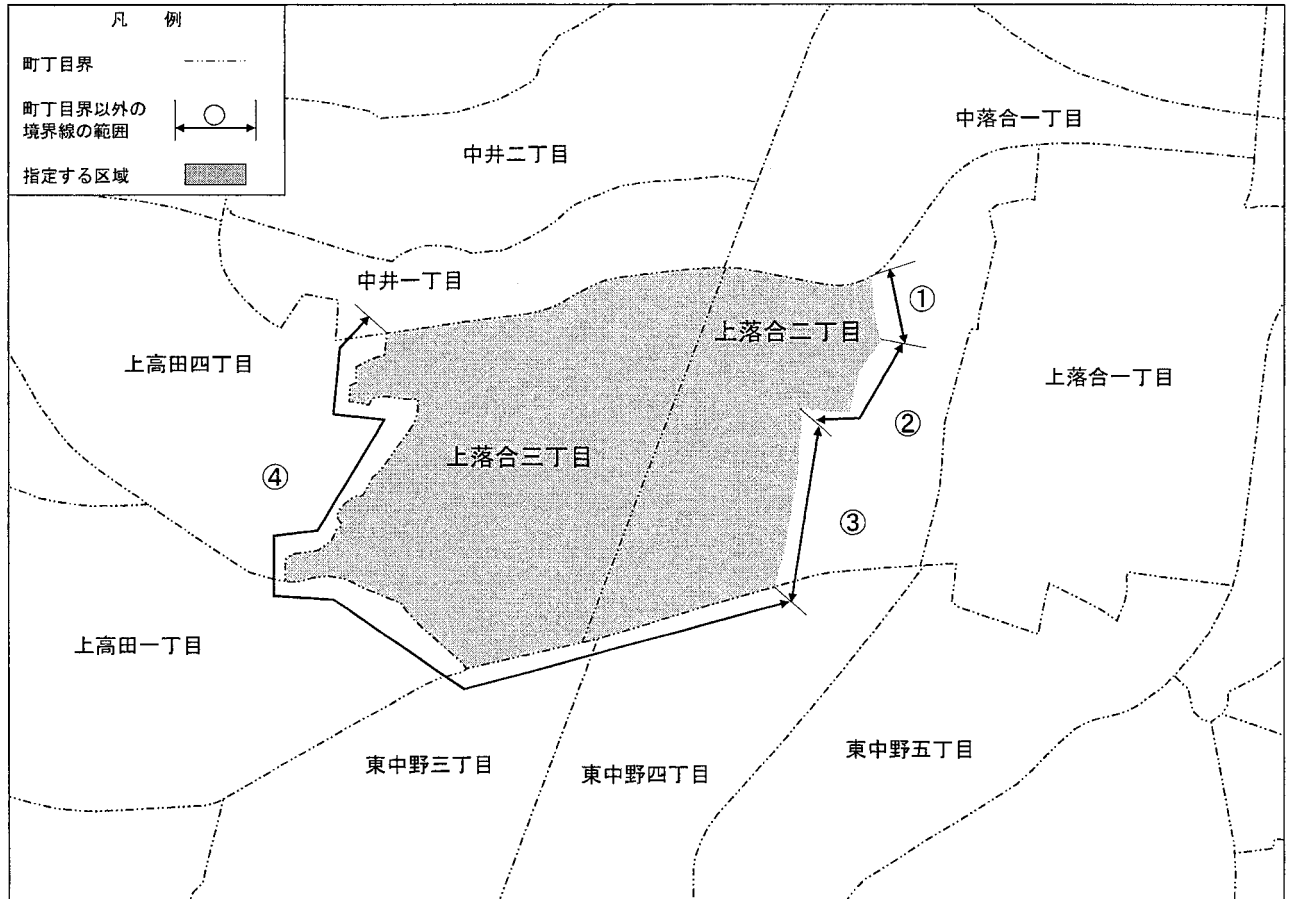
平成十五年東京都告示第九百六十七号 (東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定) の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月三十日

東京都知事 外 添 要 一

別図四十を別図四十一とし、別図一から別図三十九までを一図ずつ繰り下げ、別図二の前に次の一図を加える。

別図1(新宿区)



備考1の表中28の項から40の項までを29の項から41の項までとし、26の項を27の項とし、25の項を26の項とし、20の項から23の項までを21の項から24の項までとし、16の項から18の項までを17の項から19の項までとし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、6の項から10の項までを7の項から11の項までとし、5の項を6の項とし、同表4の項境界線の欄中「道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)」の中心線(見通し線を含む。以下「道路の中心線」において同じ。)と「道路の中心線」は「道路の中心線」の項とし、「1の項から3の項までをこの項から4の項までとし、同項の前に次のように加える。

1	①	道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)の中心線(見通し線を含む。以下「道路の中心線」において同じ。)	特別区道23-2010
	②	道路の中心線	特別区道23-1910
	③	道路の中心線	特別区道23-1840
	④	行政界の境界線	新宿区と中野区との境界

- 備考2中
- 一 別図1及び別図2の区域 平成26年2月
  - 二 別図6から別図10まで及び別図39の区域
  - 三 別図20の区域 平成26年6月20日
  - 四 別図31の区域 平成26年4月30日
  - 五 別図35及び別図36の区域 平成17年1月

28日

平成26年5月30日

- 「一 別図1の区域 平成26年7月30日
- 二 別図2及び別図3の区域
- 三 別図7から別図11まで及び
- を
- 四 別図21の区域 平成26年6月30日
- 五 別図32の区域 平成26年4月30日
- 六 別図36及び別図37の区域

平成26年2月28日

別図40の区域 平成26年5月30日

に改める。

月20日

月30日

平成17年1月1日

附則

この告示は、平成二十六年八月二十九日から施行する。

●東京都告示第七十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区新宿六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい

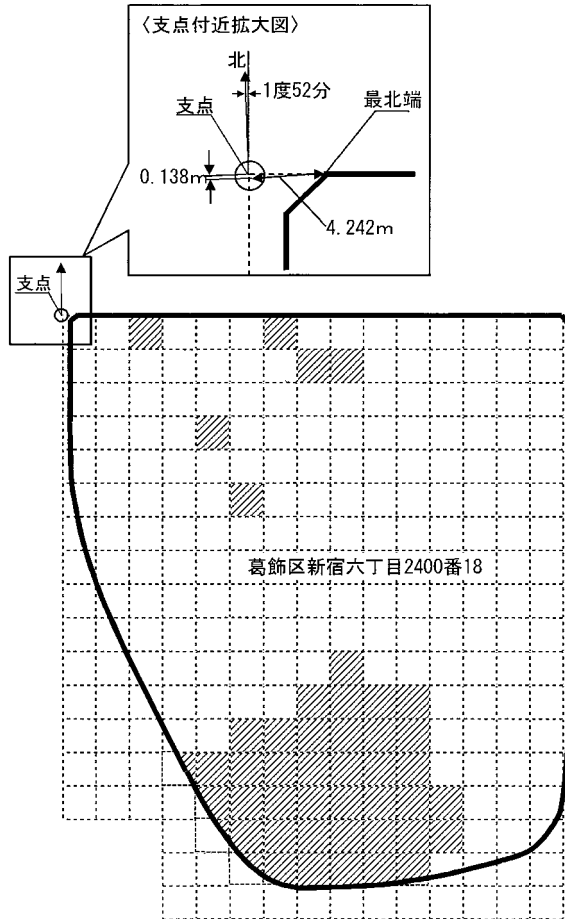
ない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図

【支点】  
 支点は、葛飾区新宿六丁目2400番18の最北端から西へ4.242m、北へ0.138m進んだ地点とする。

【格子の回転角度 (1度52分)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】  
 - - - 単位区画境界線  
 ——— 敷地境界線  
 ▨ 形質変更時要届出区域



●東京都告示第七十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月三十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区十条台一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

凡例

--- 単位区画

— 筆境界

— 敷地境界

形質変更時要届出区域

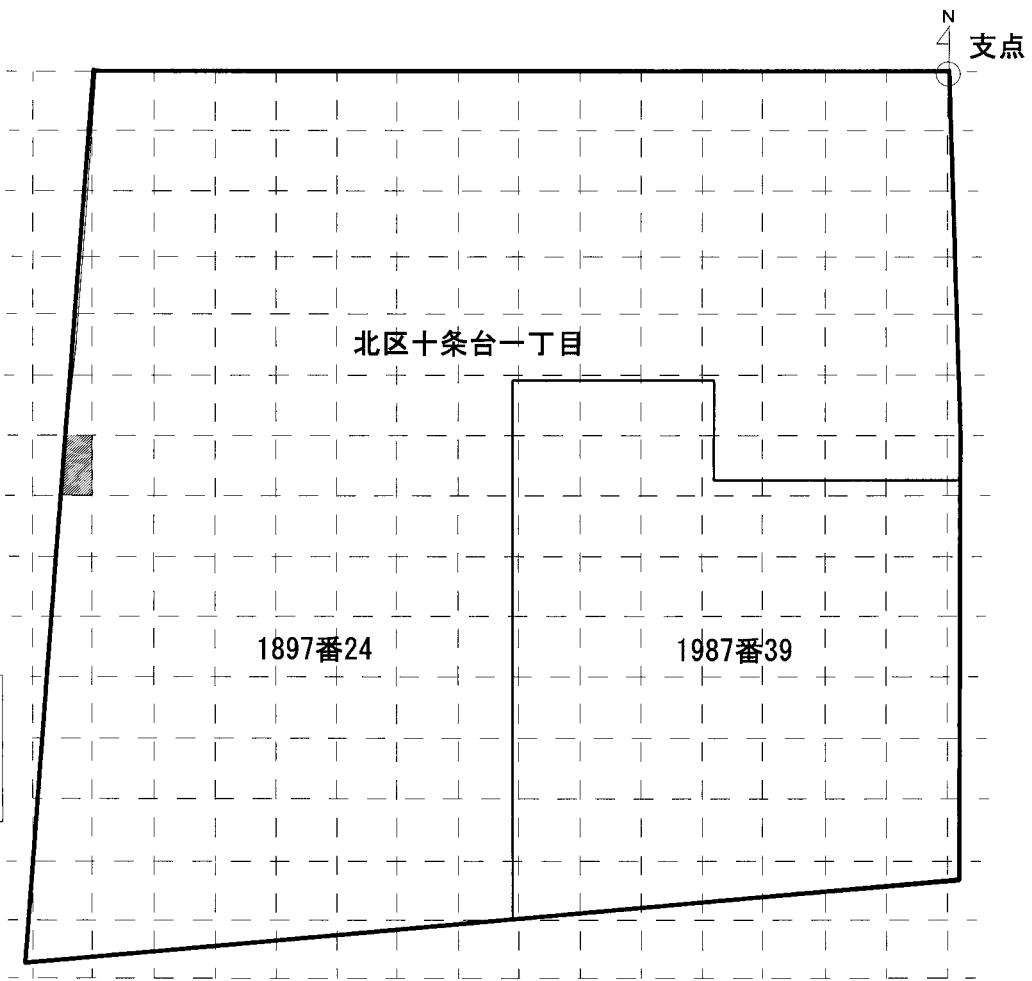


支点

支点は、北区十条台一丁目  
1897番24の最北東端とする。

【格子の回転角度 (0度)】

格子の回転角度は、支点を通り、  
東西方向及び南北方向に引いた  
線並びにこれらに平行して10m間隔  
で引いた線により構成されている  
格子を、支点を中心として右回りに  
回転させた角度を示す。



●東京都告示第千八十号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。) を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

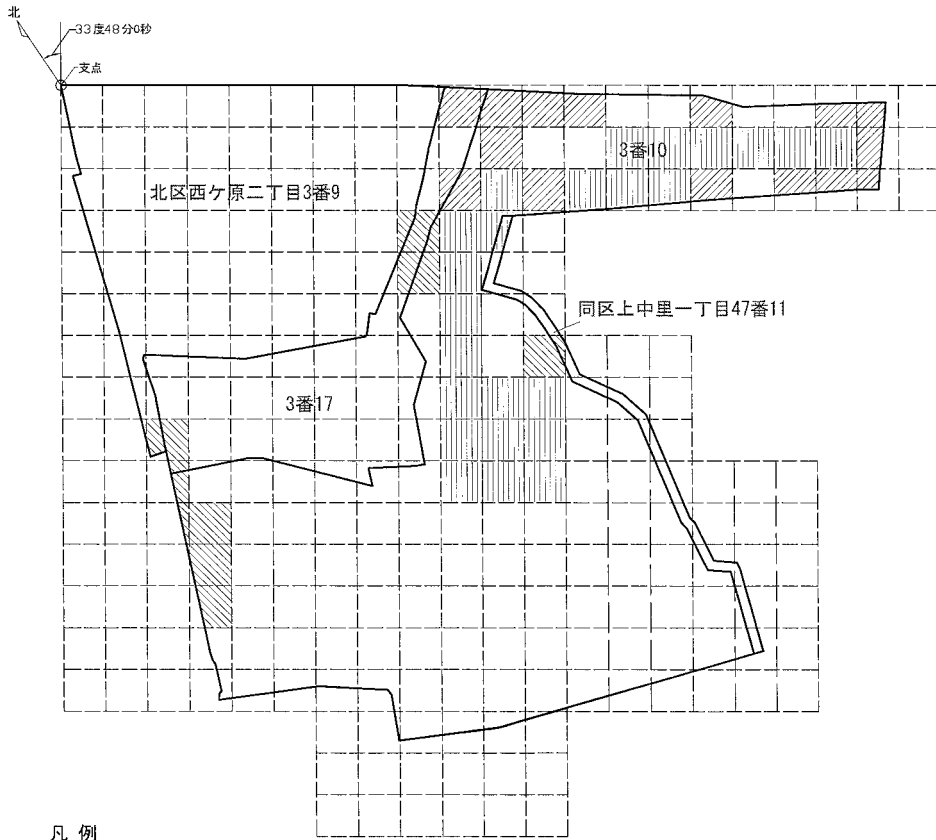
平成二十六年七月三十日

東京都知事 舛添 要 一





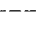
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (北区西ヶ原二  
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十  
九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい  
ない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



凡例

-  形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)
-  形質変更時要届出区域  
(平成23年東京都告示第96号  
により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域  
(平成26年東京都告示第915号  
により指定した区域)
-  単位区画線
-  筆境界線

〈支点〉

支点は、北区西ヶ原二丁目3番9の最北端とする。

〈格子の回転角度:33度48分0秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (交)

●交通局告示第四号

昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部を次のように改正し、平成二十六年七月三十一日から実施する。

平成二十六年七月三十日

東京都交通局長 新 田 洋 平

表東京地下鉄株式会社の中「東京フリーきつぷの運賃及び「共通一日乗車券及び東京フリーきつぷの運賃及び払戻し手数料」に改め、同表佐野印房(町屋駅前)の項の次に次のように加える。

東京空 港交通 株式会社	中央区日 本橋箱崎 町二十二 番一号	共通一日 乗車券の 運賃及び 払戻し手 数料

公 告

仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

<p>平成二十六年七月三十日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人安全工学会</p> <p>二 代表者の氏名 伊藤 東</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋茅場町三丁目五番二号 アロマビル六階</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人せたがや白梅</p> <p>二 代表者の氏名 渡瀬 靖夫</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区松原六丁目四十三番十七号</p>	<p>武田 泰明</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区紀尾井町三番二十九号 日本農業研究所ビル四階</p> <p>肥料検査成績の公表について 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十六年七月三十日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人日本GAP協会</p> <p>二 代表者の氏名</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区内神田一丁目五番十三号 内神田TKビル六階</p>

平成26年6月分

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)届出業者	届出名(商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	高野実	発酵鶏糞	3.9	5.4	3.5	33	95	0.8	9	19.3	
堆肥	府中市長	コンポスト	5.1	1.2	1.5	11	34	0.2	8	16.3	
堆肥	高根商事(株)	ゆうきくん	3.1	1.1	2.2	20	38	1.0	12	20.7	
		剪定枝+生ごみ	1.1	0.2	0.7	25	43	0.7	31	52.7	
堆肥	立川市長	剪定枝堆肥	1.1	0.1	0.6	15	29	0.6	41	56.9	
堆肥	(株)藤紋	エコロジーパーク	1.2	0.5	0.3	49	58	0.8	16	53.4	

- (注)1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。  
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量、  
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量  
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十六年七月三十日

東京都下水道局長 松田芳和

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十六年六月五日	四六二八	株式会社ウオーターパワー	東京都東村山秋津町二丁目三十七番地十八メゾ	東京都東村山秋津町四丁目三十三番地五十八ス
同日	四一三五	秦栄工業株式会社	東京都今戸一丁目九番一〇号	東京都今戸一丁目九番五号
同日	四八二七	株式会社大三	足立区保木間二丁目十三番七号	豊島区南長崎三丁目十二番二号
平成二十六年六月十日	四四六五	株式会社大神設備工業東京	大田区北千束二丁目十九番五号	大田区北千束三丁目十七番十六号
同日	四八二七	株式会社大三	足立区保木間二丁目十三番七号	豊島区南長崎三丁目十二番二号
同日	四八二七	株式会社大三	足立区保木間二丁目十三番七号	豊島区南長崎三丁目十二番二号
同日	四八二七	株式会社大三	足立区保木間二丁目十三番七号	豊島区南長崎三丁目十二番二号



同日	〇三二四	有限会社	岩田 亮一	岩田 進一	東支店	アメニテ イK一〇二 号室
同日	〇二九五	有限会社	石永千恵子	佐山 和夫	備	青梅市長淵 八丁目八番 地の五 二番地の五
同日	四五〇五	株式会社	本田 信哉	北林 壽男	備	青梅市長淵 五丁目六百
同日	四三一九	有限会社	田中 茂	吉澤 順二	備	江戸川設 備
同日	一五二六	株式会社	木村 隆司	木村 昌民	備	セコム株 式会社
同日	四九〇四	株式会社	伊藤 博	前田 修司	備	セコム株 式会社
同日	一七八一	日本ファ シリオ株 式会社	原 芳正	村井 豪	備	シリオ株 式会社
同日	四九〇四	株式会社	伊藤 博	前田 修司	備	セコム株 式会社
同日	一五二六	株式会社	木村 隆司	木村 昌民	備	セコム株 式会社
同日	四三一九	有限会社	田中 茂	吉澤 順二	備	江戸川設 備
同日	四五〇五	株式会社	本田 信哉	北林 壽男	備	セコム株 式会社
同日	〇二九五	有限会社	石永千恵子	佐山 和夫	備	青梅市長淵 八丁目八番 地の五 二番地の五
同日	〇三二四	有限会社	岩田 亮一	岩田 進一	備	青梅市長淵 五丁目六百

同日	〇三二四	有限会社	岩田 亮一	岩田 進一	東支店	アメニテ イK一〇二 号室
同日	〇二九五	有限会社	石永千恵子	佐山 和夫	備	青梅市長淵 八丁目八番 地の五 二番地の五
同日	四五〇五	株式会社	本田 信哉	北林 壽男	備	青梅市長淵 五丁目六百
同日	四三一九	有限会社	田中 茂	吉澤 順二	備	江戸川設 備
同日	一五二六	株式会社	木村 隆司	木村 昌民	備	セコム株 式会社
同日	四九〇四	株式会社	伊藤 博	前田 修司	備	セコム株 式会社
同日	一七八一	日本ファ シリオ株 式会社	原 芳正	村井 豪	備	シリオ株 式会社
同日	四九〇四	株式会社	伊藤 博	前田 修司	備	セコム株 式会社
同日	一五二六	株式会社	木村 隆司	木村 昌民	備	セコム株 式会社
同日	四三一九	有限会社	田中 茂	吉澤 順二	備	江戸川設 備
同日	四五〇五	株式会社	本田 信哉	北林 壽男	備	セコム株 式会社
同日	〇二九五	有限会社	石永千恵子	佐山 和夫	備	青梅市長淵 八丁目八番 地の五 二番地の五
同日	〇三二四	有限会社	岩田 亮一	岩田 進一	備	青梅市長淵 五丁目六百

同日	〇三二四	有限会社	岩田 亮一	岩田 進一	東支店	アメニテ イK一〇二 号室
同日	〇二九五	有限会社	石永千恵子	佐山 和夫	備	青梅市長淵 八丁目八番 地の五 二番地の五
同日	四五〇五	株式会社	本田 信哉	北林 壽男	備	青梅市長淵 五丁目六百
同日	四三一九	有限会社	田中 茂	吉澤 順二	備	江戸川設 備
同日	一五二六	株式会社	木村 隆司	木村 昌民	備	セコム株 式会社
同日	四九〇四	株式会社	伊藤 博	前田 修司	備	セコム株 式会社
同日	一七八一	日本ファ シリオ株 式会社	原 芳正	村井 豪	備	シリオ株 式会社
同日	四九〇四	株式会社	伊藤 博	前田 修司	備	セコム株 式会社
同日	一五二六	株式会社	木村 隆司	木村 昌民	備	セコム株 式会社
同日	四三一九	有限会社	田中 茂	吉澤 順二	備	江戸川設 備
同日	四五〇五	株式会社	本田 信哉	北林 壽男	備	セコム株 式会社
同日	〇二九五	有限会社	石永千恵子	佐山 和夫	備	青梅市長淵 八丁目八番 地の五 二番地の五
同日	〇三二四	有限会社	岩田 亮一	岩田 進一	備	青梅市長淵 五丁目六百

岩田工業 所

武藤工業 所

目二十五番地の十二

二 指定年月日  
平成二十六年七月十五日

正 誤

〇平成二十六年六月三十日付東京都告示第九百五十九号

ページ一段一行一 誤 正

一〇 中 一五 延長 六・〇〇 延長 三一八・九八

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

幅員 三一八・九八 幅員 六・〇〇

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002